

部会長

みなさん、おはようございます。ただいまから第706回農地部会を開催いたします。本日は部会委員の過半数が出席をされております。法律第21条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをまずご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、拓南地区の白石委員さん、それともう一方、浅海地区の田中委員さんをお願いをいたします。

本日はお手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第11号まで11件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

松下委員

部会長、すみません、会の前に申し訳ございません。ちょっとお願いがあって、部会長のほうに提案させてもらったのですが、この最近の農地部会の中で一度、決定したこと、若しくは農業委員会の農地転用に関わる問題では無いこと、そういう問題等々の発言が結構多いような気がするんです。あらためて決議する問題ではないと思うので、農地部会長のほうでたぶん、できる話だと思うんですが、そのあたり、あらためてその問題についてみなさん方に再度聞いていただいて、それで農地転用に関わる問題、若しくはそれにどうしても答えなければいけない問題等とも含めた中で審議をすることを進めていただきたい、と部会長のほうにお願いして決議を先にとってもらいたいんですけれども。大変勝手な私のお願いですが、あまりにも同じことを繰り返し、巻き返し訴えられたりとか、また農業委員会サイド、農地問題が結構ありますので決議のほう、よろしく願いします。この部会であらためて決議のほう、とらせていただければと思います。よろしく願いいたします。

部会長

今の松下委員さんからのお話ですけれども、第1点は議案書に載っていないことの取扱なり、発言ですけれどもみなさん方、そのあたりは委員のみなさん方が十分認識されているの発言であろうと思いますし、全てこれを縛り付けてこれ以外のことは発言できませんよ、と言ってしまうのもいかがなものかと思しますのでそのあたりは委員さんの常識の範囲で発言をしていたくのは私はいいと思うんですけれども。委員さん方いかがでしょうか。

一同

異議なし。

部会長

それともう1点なんですけれども今のこれも松下委員の発言の中でいわゆる議案以外の発言がされたことも確かに重要なこともございます。その分につきましては今日も1件予定をしておりますけれども例えば答弁できるものであれば次回の部会にはみなさん方に前回の部会でこういう風な質問なり、発言がありましたけれどもこういう風な調査の結果、審査の結果、こういう風になりましたよ、とお答え言うんですか、事務局なり、部会なりのお答えをですね、できるだけ速やかに検討をするように心がけますのでどうかよろしく願いをいたします。

松下委員。

松下委員

はい。

部会長

どうかよろしく願いします。

松下委員

はい。

部会長

第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(渡部副主幹)

それではご報告いたします。お手元の審査基準 1 号から 7 号まで整理した調査表も併せてご覧下さい。申請地は、民事法による競売のために平成 27 年 4 月 3 日、松山地方裁判所が担保不動産競売開始決定に基づき、差し押さえした農地でございます。申請者の三好さんは、農地約 135 a を耕作する農業者でございます。この度、競売により本申請地を取得しようとするものでございます。尚、申請者が買受人になった場合には、改めて 3 条許可申請書が提出されますが買受け適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には直ちに許可書を交付させていただきます。その場合には、直近の農地部会にて 3 条許可の専決処理報告をさせていただきます。

また、今後、本物件に関する 3 条目的買受適格証明願の提出があった場合は、入札期日の関係から専決処理し、10 月の農地部会にてご報告いたします。以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございました。ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして第 2 号議案農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(藤久主幹)

それでは、ご報告いたします。

平成 27 年 7 月 27 日から 8 月 25 日までに専決処理した案件は 3 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 3 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	2 件	2,211 m ²
商工業用地	1 件	1,544 m ²

となっております。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございました。ただいま、第 2 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長 はい。ありがとうございます。それでは本件、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして第3号議案農地法第5条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(藤久主幹) それでは、ご報告いたします。
平成27年7月27日から8月25日までに専決処理した案件は26件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。
これら26件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。
なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	19件	15,111 m ²
商工業用地	4件	1,548 m ²
公的用地	3件	1,474 m ²

となっております。以上でございます。

部会長 はい。ありがとうございました。ただいま、第3号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同 異議なし。

部会長 はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして第4号議案農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(渡部副主幹) それでは、ご報告いたします。1番、本件は残存小作でございます。
本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。2番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。以上でございます。

部会長 はい。ありがとうございました。ただいま、第4号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同 異議なし。

部会長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして第5号議案農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(渡部副主幹) それでは、ご説明いたします。お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。1番、譲受人の片山さんは、農地約91aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、

耕作便利な本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。2番、譲受人の金子さんは、農地約78aを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。3番、譲受人の西岡さんは、農地約107aを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

4番、譲受人の高橋さんは、農地約162aを耕作する兼業農家でございます。この度、自宅に近く、耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。5番、譲受人の鎌田さんは、農地約109aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。6番、譲受人の寺井さんは、農地約28aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の安定と規模を拡大しようとするものでございます。なお、本件は、取得後30a以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

7番、譲受人の濱中さんは、農地約64aを耕作する兼業農家でございます。この度、自宅に近く、耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。8番、譲受人の玉井さんは、農地約158aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。9番、譲受人の橋村さんは、農地約118aを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。10番、譲受人の中上さんは、農地約228aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地の贈与を受け、農業に精進しようとするものでございます。以上でございます。

部会長

ありがとうございます。それでは次に地元委員さんからの説明をお願いします。8ページ、6番でありますけれども潮見地区でありますので、寺井委員さんからお願いいたします。

寺井委員

先程事務局から説明がありましたように、譲受人は農地2,833㎡を耕作する農家であります。今般、本申請地を譲り受けまして、取得後30aとし経営規模の拡大と農業経営の安定を考するものであります。以上で、農業に対する意欲が経験が十分見受けられることから了承したいと思います。以上でございます。

部会長

ありがとうございます。ただいま、第5号議案について事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件につきましてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは本件、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして第6号議案農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(藤久次長)

それでは、ご説明いたします。

1番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を祖父より借受け、分家住宅を建築したいとしており、

都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

2 番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を祖母より譲り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ha 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。3 番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の祖父より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ha 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

4 番、本件受人は、水道施設工事、管工事を主な業務とする法人でございますが、平成 17 年当時、資材置場が必要であったため、農地法の許可を得ず、本申請地を当法人の監査役より借受け、管材、残土、重機等の露天資材置場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。本件は、申請面積が 1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。5 番、本件受人は両親と同居し、農地約 110a を耕作する農業者でございますが、現居宅が手狭なことから本申請地を祖父より借受け農家住宅を建築しようとするものでございます。なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。6 番、本件受人は、建築資材のリース、販売を主な業務とする法人でございますが、現在賃借している資材置場が地主の都合で返還しなければならなくなったことから、新たに隣地である本申請地を借受け、パネル、支柱、車両等の露天資材置場として利用したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。7 番、本件受人は、オートバイ、農機具の販売を主な業務とする法人でございますが、中古バイク、中古農機具の各種資材置場及び車両駐車スペースが手狭で事業に支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を取得し、重機、会社車両、従業員車両等の露天駐車場として利用しようとするものでございます。なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は既存の施設を拡張しようとするもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。8 番、本件受人は、東京都品川区に本店を置き、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア等の経営に関する事業等を営む法人でございます。受人は、コンビニエンスストア事業を国内外で展開し、愛媛県においても松山市を拠点に 180 店舗を運営しておりますが、この度、主要地方道伊予川内線沿道に位置し、周辺に各種事業所が多く通行車の利用が見込める本申請地を借受け、コンビニエンスストアを建築しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

本件は申請面積が 1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。9 番、本件受人は、市内上野町に居住しておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地を父親より借受け、太陽光発電施設を設置したいとしており

ます。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。10番、本件受人は、お茶、コーヒー等の製造、加工販売を主な業務とする法人でございますが、事業敷地が手狭で何かと支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、営業車両、従業員車両の露天駐車場として利用したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

11番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。12番、本件受人は、犬の繁殖並びに販売業を営んでおりますが、平成19年頃より、大型犬の増加に伴い施設が手狭になったことから、農地法の許可を得ず、隣接する本申請地を犬の運動場として利用しているもので、今般、違反の解消を図るものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は既存の施設を拡張しようとするもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。それでは引き続きまして地元委員さんから説明をお願いいたします。10ページです。まず4番は浮穴地区でありますので南委員さんからお願いいたします。

南委員

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者の、有限会社河合水道工業は、現在、井門町に事務所を構え、建設業を主たる事業とする法人でございます。

今般、配管材の置場等に不足をきたしたことから、適地を探していたところ、同法人の監査役が所有する農地を使用貸借にて借り受けられる運びとなったため、これを露天資材置場といたく、農地転用の許可申請に及んだものです。目的、内容ともに適切と認められることから、地元としては了承しましたが、なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます

部会長

はい。ありがとうございました。次に8番と9番がいずれも久谷地区でありますので久谷地区、池田委員さんからお願いをいたします。

池田委員

説明をさせていただきます。8番につきまして先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の「株式会社ローソン」はコンビニエンスストアの経営を行う法人であります。現在、営業している砥部町の店舗では手狭となったため、大型車両の駐車スペースも十分確保でき、交通アクセスも申し分ないこの久谷地区の申請地で、代わりとなる店舗を出店するため、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本部会でのご審議をよろしく申し上げます

続きまして9番、太陽光でございますが、先ほど事務局から説明がありましたように、山下 ひかるさんは、久谷地区に居住し生活しておりますが、

子供の成長等に伴う費用が年々増加し、現在の収入では生活が厳しい状況になったため、太陽光発電施設により新たな安定した収入を確保するため本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承いたしました。なお、本会でのご審議をよろしくお願いします。

部会長

はい。ありがとうございました。只今、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件この6号議案についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは本件、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、本件は県許可分でありますので意見を付して県知事に送付させていただきます。続きまして第7号議案平成27年度第6号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(片山主査)

それでは、ご説明いたします。本日の案件14件の内、使用貸借権設定が10件、賃借権設定が1件で、その内訳は、新規が27筆、更新が1筆、再設定が8筆です。また、その他に所有権移転が3件で4筆となっております。利用集積計画総面積は合計31,519㎡でございます。

番号1の譲り受け人は、約134aを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号2の譲り受け人は、約110aを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号3と4の譲り受け人は、約957aを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。番号5と6と13ページの番号7の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の1つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に11月頃正式に転貸される予定です。番号8の譲り受け人は、約244aを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。番号9と14ページの番号10の譲り受け人は、約186aを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。番号11の譲り受け人は、約66aを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。15ページの番号12の譲り受け人は、約99aを耕作する農業者で、樹園地を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。番号13の譲り受け人は、約200aを耕作する農業者で、樹園地を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。番号14の譲り受け人は、約331aを耕作する農業者で、樹園地を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、公告日は、平成27年9月30日の予定となっております。公告日の翌日から効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。只今、第7号議案について事務局から説明がありました。本議案についてご意見等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案の通り承認することといたします。次に第8号議案農用地利用配分計画案に対する意見決定を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(片山主査)

それでは、ご説明いたします。

この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第19条3項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。

7月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの14筆をご審議いただきました。これに関しましては、平成27年7月31日に市の公告が済み、翌日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。総面積は合計7,156.41㎡、14筆、全て使用貸借権です。

この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後、県が認可し、10月頃の公告という流れになっています。そのため、11月頃永井氏に耕作権が設定される予定です。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。只今、第8号議案について事務局から説明がありました。本議案についてご意見等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案の通り承認することといたします。次に第9号議案農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(渡部副主
幹)

それでは、ご報告いたします。平成27年7月27日から8月25日までに専決処理した案件は10件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらにつきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、第9号議案について事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案の通り承認することといたします。続きまして第 10 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(片山主査)

それでは、ご説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。

この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号 1 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

番号 2 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。只今、第 10 号議案について事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等ございませんか。

一同

異議無し

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案の通り承認することといたします。続きまして第 11 号議案松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(藤久主幹)

それでは、ご説明いたします。

1 番、本件は、申出人より農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。

本件申出人は、市内三町三丁目に居住し農地約 50a を耕作する農業者でございますが、現居宅が小野地区にある耕作農地から遠く営農に不便であることから、現居宅を娘に譲り、新たに、自己の所有農地と進入路を確保するための隣接農地を取得し、農家住宅を建築しようとする農用地区域除外申出をしているものでございます。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

以上、本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございます。只今、第 11 号議案について事務局から説明がありました。本議案についてご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議無し

部会長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案の通り承認することといたします。以上で本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。後ほど事務局から若干、連絡事項等ございますが、まず、委員さん方、何かご意見等ございますか？

一同

異議無し

部会長

ありがとうございます。

白石委員

あ、ちょっと。

部会長

はい、白石委員。

白石委員

困ったことができておりますが、さきほどの、納税猶予の関係でね、実は、先だって、伊台のほうに農家住宅の件があつてですね、農業施設か農家住宅か、松山市の建築指導課の建築確認の扱いというのが 10 m²以上ですね、10 m²以上は全部建築確認です。ところが現在まで倉庫が建っておりました。それが 187 m²です。ところが実はですね、農業委員会のほうで処理しておりますのも、納税猶予の関係で 6 月議案で抜いたのも私も調べてそれでこの取り扱いがたいがい問題になるなと思ったので申し訳ないんですが、6 月議会ですか、6 月委員会でもこういうことで 1051 m²の中から 198 m²を引いてそれで 853 m²だけを納税猶予を受けると、それで農業用倉庫が 198 m²あるということになっております。農業用倉庫ですから農地の上へ建っております。それとまた、もう 1 つはその 5 月にやったのは議案書にはっきり出ている、この 2 通をこれを税務署に相談に行きました。それでもう 1 つは近日中に農業用倉庫を建設する予定のため、一部除外、いうことでこれも 1197 m²のうち、98 m²を引いて 1099 m²、これも先に農業用倉庫を建設する予定のためとゆうことになりますから謄本は全部、登記簿上ではですね、登記簿上では登記簿謄本全部農地です。どちらも。それとうちの資産税台帳も農地です。それで抜くほうはどこを抜くかわかりません。かえってまた、その 6 月の 198 m²というのは 200 m²以外はいるまいが、と。これは過去はそれで局長にも松木局長にも調べていただきましたら、過去私も長いこと会長をさせていただいて気になったんで申し訳ないけど調べてみたら、本人の申請だということ、農地に農業用倉庫を建てているのは本人申請ですから抜いておる、倉庫が建っているのに。そうゆうふうなこともでておりますが今回のこの 198 m²ぬいとるのはかなり大きい倉庫が建つておる。ところがですね、これは南斎院で 198 m²というのは昭和 35 年くらいか、37 年頃か資産税課でわかるくらい古い大きな倉庫です。いうのが、1 つの 1051 m²の上にこれも建つているとなると明らかにこれは分筆して転用をかけてというような形に入る。はや、50

年近くということになるのでこの両方の取扱を今後決めて、指導を、職員さんがしよんのか、誰がしよんのか、わかりませんがこういうことは大体税務署でも広い面積で全部扱っていたはずで将来抜く面積なんかを農業用倉庫を建てるためにとゆうて納税猶予を受けたのは私も長い間させていただけましたから、私当人も、渡部局長あたりに聞いてもそういうことはしたくない、ということだったものですから、これは今日はっきりみなさんに言うておきますが謄本どおりに全部受けたらいいのであって、広い面積で受けたら問題ないということでもわざわざこれ、抜く必要は無いので抜いたらやはり税務署のほうにもはっきり法務局の謄本とっておりますから農地の、それと資産税台帳もわかるんですから。法務局の謄本と、うちが転用で農業用倉庫、その前に農業用倉庫でこうゆう大きいものだったら農業用倉庫でこんなに 50 年も続く、建っているものがでてきたらですね、市街化であろうが調整であろうが 10 m²以上は建築確認がいるんです。そこらの話し合いを建築指導課と都市計画部局とはっきり詰めて松山が同様の扱いをしとかんと、農家だけが無断で建てよんかというような形がでとるものですからね、そのところを今日、言うておこうと思つてわざわざ税務署にも行って。はい。

部会長

今の白石委員のこの発言で納税猶予に関する届出、あるいは審査ですけれどもまず、これは何度もこの部会においてもお話がでております。そして、要はこの、納税猶予するか、しないか、この決定権は税務署にある、そして、この申請人が農業用倉庫を建築するからこの分は除外をしますと、控除して適格者としての申請をしますよ、といておるのがこの従来のやり方なんでこれを今間違いだということはないと思うし、今それが間違いであれば過去の分が全て間違いになってしまう、だからその、今までどおり、従来どおりに税務署の指導もあり、要はこの申請人がこういうふうな内容で倉庫を建てる、農業用倉庫を建てるからゆうて控除してくるんだから、別段問題は無いんじゃないか、ただ、白石委員、前から言うておる登記簿とこの今回の議案にのつておる地目、この問題は農地法があくまでも現況主義で行つておるから、地目は現況主義で現況に合ってますよというこれはこの説明も何度もしておりますので、あえて大きな問題にならないと思うし、これは市議会の本会議でも答弁をしましたがけれども建築確認とこの農地法は関連をしないと、これは建築確認がいるんじゃないかと、そういうふうなことはですね、まずは建築のほうの分野に入ってくるんじゃないかと思うんですけれども。

白石委員

いや、あの、ちょっとすみません。伊台のね、山のようなところで道路がとれないようなところはこの建築確認がいたら農地の上の農業用倉庫でも建築指導課がこれも、これも農地の上の倉庫でもいと。屋根をのけん限りはいと、いととなつたら、他が建たないんです。分家住宅も。今までなんぼでも建つておるんです。伊台も五明も今、農業委員がおりません。それで、日浦と湯山と伊台と五明でしょう。それで、実はということがあつたものですから。調査したら。調べたらこうだと。

部会長

ただ、委員そういうことは、家が建つ、建たない、

白石委員

農業委員会のほうでとめたと言うから。農業委員会でとめた、と。それで、建築課長に言つたら、農業委員会のほうで農地法違反があるから。調べてそれは、それはわかつておるんよ、それは。私はどっちでもええんじゃないと。建築確認おろすんなら、建築確認おろすんじゃないけど、全部、おろさんといかん

よ、と。農業施設も。今まである、10㎡以上のは全部おろさんといかん。

部会長

いや、だからその権限は農業委員会、ではないんですよ。

白石委員

農地法違反になると言うんです。こちらがね。こっちの違反をほっとくのか、と。市街地も全部、です。そんなこと言うたら。これなんか、調べてみたんです。昭和37年に建っている。局長には過去の扱いでどうなっとんかいうのを。そんなんでなく、そら、本人が申請して転用かけて建築確認おろしてなかったら、まずいんですけれど、それよりいつからこの大きなのが建つとるかと言いますと、昭和37年です。そんなことでたらどこもかもです。農家はそんなことで、なんで税金も払ってない、なんでなんぼでも建つとるのか、とこうなるんです。私はどっちでもかまんです。全部おろせ、と言よる。はっきりどっちかにしてくれと。

部会長

事務局さん、何か、何か答弁できますか。

事務局
(藤久主幹)

はい。お答えさせていただきます。農地法違反については当然、農地法で判断いたします。建築基準法違反はそちらのほうの法律で判断いたします。例えばこういう事例があると思います。農地に建築確認を受けずに倉庫を建てました、200㎡未満で建てました。農地法で判断したら違反じゃございません。だけど建築基準法で言ったら違反だろうと思います。その建築法の違反のことを農業委員会がああせい、こうせい言うてもそれは権限外でございます。そういうことで判断いただければ、と思います。

白石委員

それはいかんぞ。松山市は都市計画法の開発基準は全ての法律、条令にとんよ。山林も都市計画も全ての法律にまがらんように書いとんよ。ちゃんとなつとんよ。読みよるかな、19年の11月30日にだしとる。他の法律はかまんことない、全ての法律、よその法律はかまん、それを言うたらいかん、本当ですよ。

部会長

もう、白石委員、今のあの事務局の答弁に

白石委員

よそはちゃんとしとる

山本委員

失礼します。みなさん、具体的にこれ、わからない、書類があったらみなさんの理解の下に討議ができるんですけど、白石さんだけが話しよって、云々言たつてこれは会が運営できません。ということですから、もうちょっと具体的なことをみんなにわかるように言うていただくと同時にこれを書類にでもしてもらってこの委員会にかけるとか、具体的なことをしてください。そうせんとう、漠然と20分も30分も同じことを巡ってもだめだと思います。いかがでしょうか。

一同

異議なし

部会長

それではそのような方向でもし、作れるのであれば、出すようにしてください。他にございませんか。

一同

なし

部会長

無いようでしたら、前回の部会でこの部会に出席をされる委員さん方の駐車場の公費負担いいますか、市からそういうふうな駐車場料金がでないか、というふうな話がでておりますのでその件について事務局のほうから市の財政当局と折衝しました結果、要は今の現在の農業委員会の報酬の中に基本的に含まれておるんだと、これ、もう別枠で駐車場料金を負担することは、できないと言う答えがでておりますので、申し訳ないんですけどもご報告をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

次に、事務局から何点か事務局から連絡事項がありますので、事務局さん、お願いいたします。

事務局

- 農地転用追跡調査について
- 委員視察研修について

以上で第706回農地部会を閉会します。

午前 11 時 30 分閉会

